

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について
(令和8年度)

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
高 知 地 方 法 務 局 香 美 支 局	高知県南国市白木谷、前浜の各一部
高 知 地 方 法 務 局 須 崎 支 局	高知県高岡郡四万十町窪川中津川の一部 高知県高岡郡四万十町米奥の一部
高 知 地 方 法 務 局 四 万 十 支 局	高知県土佐清水市大岐の一部 高知県幡多郡黒潮町馬荷の一部